

公示第ワセロニロナ

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長医一八〇四一	川原航	令和七年四月七日
長医一八〇四二	松林慧樹	令和七年四月七日
長医一八〇四三	渡邊謙伸	令和七年四月七日
長医一八〇四四	阿部竜真	令和七年四月九日
長医一八〇四五	萩元亮太朗	令和七年四月七日
長医一八〇四六	沓水里穂	令和七年四月七日
長医一八〇四七	景山大樹	令和七年四月七日

公示第口七口二一〇五

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二日

關東信越厚生局長

武田
康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長歯 五〇五九	安藤 鴻希	令和 七年 四月 一日
長歯 五〇六〇	鈴木 理子	令和 七年 四月 七日

公示第ワセロニニロカ

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長薬 八一四八	太田 貴裕	令和七年四月四日

公示ワセロ二四〇号

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月九日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長医 一八〇四八	米山 蓮太郎	令和七年四月九日
長医 一八〇四九	名川 裕久	令和七年四月九日
長医 一八〇五〇	小川 泰健	令和七年四月十一日
長医 一八〇五一	河野 俊介	令和七年四月十五日
長医 一八〇五二	西住 太希	令和七年四月十六日
長医 一八〇五三	木島 優美	令和七年四月十六日
長医 一八〇五四	鈴木 諒太郎	令和七年四月十六日

公示第〇七〇二五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和

七年五月九日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長歯 五〇六一	鄭 宗烈	令和七年四月十八日
長歯 五〇六二	詹 佳蕙	令和七年四月十八日
長歯 五〇六三	黃 翰揚	令和七年四月十八日
長歯 五〇六四	浅沼 悠久	令和七年四月十八日
長歯 五〇六五	簡 立言	令和七年四月十八日

公示第 号

健康保険法

(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。) 第六十四条に規定

する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に

関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第六条の規定に基づき、公示する。

令和

七年

五月

九

日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏 名	登録年月日
長薬 八一四九	寺久保 輝	令和 七年 四月 十四日
長薬 八一五〇	森田 涼子	令和 七年 四月 十五日

公示第 〇七〇二九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 五月 十四日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長医 一八〇五五	竹花 優風	令和 七年 四月 十四日
長医 一八〇五六	西入 澄時	令和 七年 四月 十五日
長医 一八〇五七	和田 隼典	令和 七年 四月 十七日
長医 一八〇五八	高安 笠太	令和 七年 四月 十七日
長医 一八〇五九	石黒 雄太	令和 七年 四月 十七日
長医 一八〇六〇	小林 史也	令和 七年 四月 十七日
長医 一八〇六一	五明 未来	令和 七年 四月 十七日
		令和 七年 四月 十七日

公示第〇七〇三〇号

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月十四日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長歯 五〇六六	飯川 穣	令和七年四月十七日

ハハハ 第四七〇二一四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月十四日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長葉 八一五一	角倉 康仁	令和七年四月十日

公示第〇七〇三四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二十一日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長医一八〇六二	奥野 谷	令和七年四月二十四日

公示第 口七〇三五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二十三日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長歯 五〇六七	洪 明楷	令和七年四月十九日
長歯 五〇六八	村木 千華	令和七年四月二十日
長歯 五〇六九	堀越 日菜子	令和七年四月二十日
長歯 五〇七〇	周 裕峰	令和七年四月二十一日
長歯 五〇七一	森 聰	令和七年四月二十三日
長歯 五〇七二	廣 理芽	令和七年四月二十三日
長歯 五〇七三	岡本 真輝	令和七年四月二十三日
長歯 五〇七四	田川 陽浩	令和七年四月二十四日
長歯 五〇七五	于 國桓	令和七年四月二十四日
長歯 五〇七六	網野 龍朗	令和七年四月三十日
		令和七年四月三十日

公示第 口セロ三六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 五月 二十三日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長薬 八一五二	鈴木 茜	令和 七年 四月二十三日
長薬 八一五三	中村 雪菜	令和 七年 四月二十八日
長薬 八一五四	黒岩 瑞海	令和 七年 四月二十八日
長薬 八一五五	近藤 優歩	令和 七年 四月二十八日
長薬 八一五六	鈴木 愉菜	令和 七年 四月三十日
長薬 八一五七	石井 真雪	令和 七年 四月三十日

公示第〇七〇三七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二十三日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長医 一八〇六三	岡沢 洋志	令和七年四月十日
長医 一八〇六四	加藤 実樹	令和七年四月十日
長医 一八〇六五	川村 理堯	令和七年四月十日
長医 一八〇六六	鈴木 龍太郎	令和七年四月十日
長医 一八〇六七	中村 怜奈	令和七年四月十日
長医 一八〇六八	羽人田 唯	令和七年四月十日
長医 一八〇六九	藤村 芽衣	令和七年四月十日
長医 一八〇七〇	古田 尚輝	令和七年四月十日
長医 一八〇七一	宮 瑛洸	令和七年四月十日
長医 一八〇七二	富岡 智裕	令和七年四月十日
長医 一八〇七三	柴 彩夏	令和七年四月十日

公示第 ロセリ四ロ号

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 五月三十日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長医 一八〇七四	田邊 朝弓	令和 七年 五月 五日
長医 一八〇七五	清水 智哉	令和 七年 五月 八日
長医 一八〇七六	瀬下 結	令和 七年 五月 九日

公示第口セリ四一號

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二十日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長歯 五〇七七	宋 制珉	令和七年五月一日
長歯 五〇七八	松山 悠	令和七年五月一日
長歯 五〇七九	朴 漢洙	令和七年五月一日
長歯 五〇八〇	新田 叙麻	令和七年五月一日
長歯 五〇八一	李 奕樵	令和七年五月二日
長歯 五〇八二	尾上 太基	令和七年五月二日
長歯 五〇八三	王 程豪	令和七年五月二日
長歯 五〇八四	三澤 拓弥	令和七年五月七日
長歯 五〇八五	小川 崇志	令和七年五月九日

公示第ロ七〇四二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月三十日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長薬 八一五八	五味 拓哉	令和七年五月一日
長薬 八一五九	飯島 竜平	令和七年五月一日
長薬 八一六〇	佐藤 雅宏	令和七年五月一日
長薬 八一六一	運上 実咲	令和七年五月二日
長薬 八一六二	小林 日菜乃	令和七年五月二日
長薬 八一六三	有坂 真優	令和七年五月二日
長薬 八一六四	花岡 優	令和七年五月二日
長薬 八一六五	夏川 華暢	令和七年五月四日
長薬 八一六六	柿野 実咲	令和七年五月四日
長薬 八一六七	寺沢 直実	令和七年五月七日
長薬 八一六八	前田 将史	令和七年五月八日